

みんなで築こう 差別のない明るい社会

児童・高齢者に対する虐待、女性に対する暴力・障害者の方への偏見からの差別などさまざまな人権問題が増加しています。またインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生してきています。「人権尊重社会をめざす県民運動」は、これらの現状に対応し「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県、市町村はもろろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

同和問題（部落問題）

同和問題（部落問題）とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今もなおさまざまな形で現れている重大な社会問題です。

人は自分の意志で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず、被差別部落（同和地区）の出身という理由だけでさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。差別意識や偏見等については、これまでの取り組みにより着実に解消に向けて進んできてはいるものの、県内でも差別発言事件が発生するなど、いまだ課題が残されています。

差別のない明るい社会を実現するためには、わたしたちひとりひとりが、同和問題（部落問題）を正しく認識し、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

女性の人権問題

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識から生じる家庭や職場での男女差別は、依然として根深く残っています。また、女性に対する暴力の解消も重要な課題です。

少子化や高齢化が進むこれからの社会を担うためには、女性と男性が対等の立場で協力し、責任も分かち合うことが大切です。

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」
(世界人権宣言第一条から)

子どもの人権問題

陰湿で執拗ないじめ、教師による体罰親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫（はんらん）など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。

子どもも一個人として最大限に尊重されなければならないということ、大人自身が自覚することが必要です。

高齢者の人権問題

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化は急速に進んでおり、2015年には4人に1人が高齢者になると言われています。

高齢者が自立した一個人として生きがいのある生活ができるように接していくことが大切です。

障害者の人権問題

障害のある人に対する人々の理解や配慮は、いまだに不十分であり、車椅子での入店を拒否されたり、アパートへの入居

人権啓発フェスティバル 「ヒューマンフェスタ2011さいたま」

日時／8月25日(休)

午前10時～午後4時30分

会場／大宮ソニックシティ

内容／・大ホール【午後1時～】

○人権作文発表・表彰

○人権講演会：講師「生島 ヒロシさん」

○「中島 啓江さん」によるハートフルコンサート

・小ホール【午前10時～】

○講演会：講師「堀 ちえみさん」

○ピアノ演奏と遊ぼう

○アトラクション

同時開催／

・国際会議室【午前10時～】

人権啓発資料展示、人権相談コーナー開設ほか

※すべて入場無料・事前申込不要（先着順）

問／埼玉県人権推進課 ☎048-830-2255

人権啓発ビデオを貸し出します

教育委員会では、人権・同和問題の理解のために、ビデオソフトを用意し、貸し出しをしています。団体・グループや家庭内での学習にご活用ください。

申・問／生涯学習課 内2455 ☎463-2920

を拒否されるなどのさまざまな人権問題が発生しています。我が国は、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとして

外国人の人権問題

国際化時代を迎え、我が国に生活する外国人は急増していますが、言語、宗教、生活習慣等の違いから、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否、また、在日外国人児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴力など、さまざまな人権問題が発生しています。

人権に国際化が進むなかで、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、尊重することが、国際社会の一員として望まれます。

人権と平和

人類は二度にわたる世界大戦を経験し「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。

あらためて、この機会に、人権と平和を見つめなおしてみたいかがでしょうか。

人権に関する相談機関

・全国共通 人権相談ダイヤル

☎0570-0003-110

・子どもの人権110番

☎0120-007-110

・女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

・法務局常設人権相談（さいたま地方

務局人権擁護課）

☎048-859-3507